

(別紙2)

キャッシュ・アウトのための法務手続比較表

(改正前の既存制度)			(新制度)
株式併合	全部取得条項付 種 類 株 式	株式交換(金銭対価)	特別支配株主による 株式等売渡請求
□併合の割合を調整し 少数株主が1株未満と なるように設定 →端数合計部分の売却 代金を対価として交付	□取得対価となる種類 株式の価額を調整し、 少数株主の対価が1株 未満となるよう設定 → 同 左	□完全子会社となる 会社の株主に対し、 対価として金銭を交付	□総株主の議決権の*10 分の9以上を有する株主 による、対象会社の少数 株主に対する売渡請求
□株主総会の特別決議	□同 左	□同 左(例外あり)	□株主総会決議は不要
*価格決定の申立制度なし	□価格決定の申立制度 あり	□同 左	□同 左
*情報開示制度なし	*同 左	□情報開示制度あり	□同 左
*手続は比較的簡略だが 訴訟リスクが最も高い	□新法下での100%減資 対応のため制定された が、公開買付け(TOB) の事後処理として活用	□手続が重厚(債権者保護手続も必要) □非適格再編(時価) □端数処理の問題	□新たなキャッシュ・ アウト手続として、中間 試案にて公表された制度 □新株予約権売渡請求可
*本改正により株主保護の強化が図られます。			